

小田原市公告第70号

次の表に掲げる者に送達すべき書類は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は本市総務部市税総務課で保管していますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

令和8年6月9日

小田原市長 加藤 憲一

送達を受けるべき者	送達すべき書類を特定するために必要な情報	
氏名（法人の名称）	番号	根拠法令
原 翔太	令和8年度 税総第1262-1号	国税徴収法第54条
走上 元貴	令和8年度 税総第1271-1号	国税徴収法第54条